


情報発信の在り方等に関する検討会

自動車リサイクル制度に係る これまでの取組みについて

平成27年11月24日

 (一社)日本中古自動車販売協会連合会

1. (一社)日本中古自動車販売協会連合会について

- ・社名：一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会
- ・設立：昭和46年9月18日(任意団体)
昭和50年3月27日(社団法人)
平成25年4月 1日(一般社団法人)
- ・会員：47都道府県協会
- ・傘下会員数：約10,000社
- ・事業目的：中古自動車販売業の健全な発展を図るため、中古自動車の販売を主たる業とする企業の体制の高度化と中古自動車の公正な流通の促進を推進するとともに、消費者利益の保護、環境の保全、安全の確保等、国の行政施策に協力することにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 産構審中環審合同会議でのこれまでの報告について

①平成20年12月25日、合同会議にて自動車リサイクル制度における中古自動車販売業者(引取業者)の当時の現況を説明

- (1) 下取車両の小売と業販
- (2) オークション取引の実態 等
- (3) 使用済自動車の引取り引渡し実施状況 等

②平成23年8月23日、合同会議にて「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」(23年2月公表)を踏まえたフォローアップ実施状況について以下の通り報告

- (1) 機関誌「JU中販連」に報告書の概要を掲載
- (2) 会員専用ネットワーク「JUイントラネット」に報告書を掲載
- (3) 報告書を各都道府県協会事務局へ配布し、会員への周知を実施 等

③平成26年10月2日、合同会議にて、上記フォローアップ後の自動車リサイクル制度における中古自動車販売業者の実態について報告

- (1) 電話、FAXによる実態把握の調査を実施し結果を報告
- (2) 自動車課からのヒアリング項目への回答 等

3. 中古自動車販売業者の取引の現状

(1) 中古車の下取に係る実際の取引

- ① 中古車の発生源は自動車ユーザーであるが、そのほとんどが直前まで自動車として使用されているため、自動車としての外観・機能を十分に備えている。
- ② そのため、下取車両についてユーザーは中古車としての対価を要求する場合がほとんどである。
- ③ 中古車として売買する場合は、車両代金、自動車税未経過相当額、自賠責保険未経過相当額、リサイクル預託金の総額が売買価格となる。
- ④ ただし、下取り時点でその車両を廃棄することの合意ができた場合は、使用済自動車として引取り、リサイクル券を使用しリサイクルルートに乗せるところになる。(リサイクル預託金負担:所有者(ユーザー))…次ページA
- ⑤ 中古車の価格は、市場の需要と供給を反映した形で古物商が行なう事業者間取引である「オートオークション」において相場価格として形成されている。
- ⑥ 中古車の下取りは仕入の一種でありオートオークションの相場価格を参考に予定販売価格を見込んで仕入価格を決めている。
- ⑦ ただし、販売方法は自社での小売と業販(大半がオートオークション)の二通り想定しているが、見込み価格で販売できるとは限らない。
- ⑧ 販売できなかった中古車は、販売店が使用済自動車と判断して解体事業者へ引渡すこととなる。(リサイクル預託金負担:所有者(販売店))…次ページB

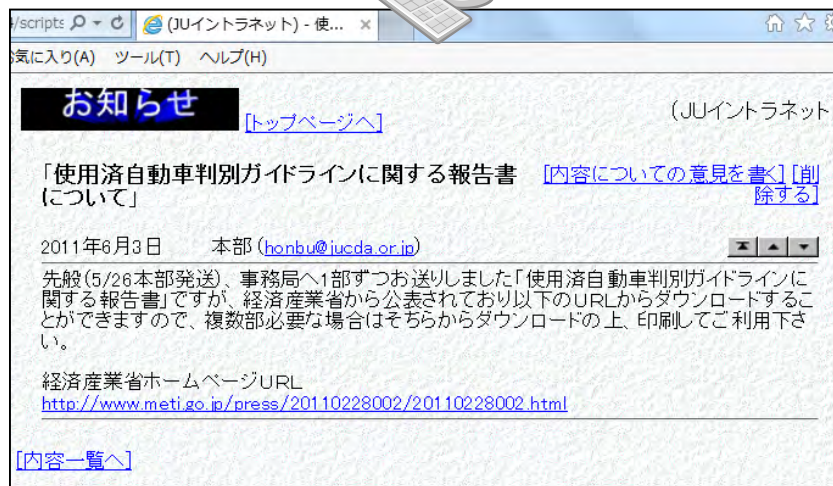
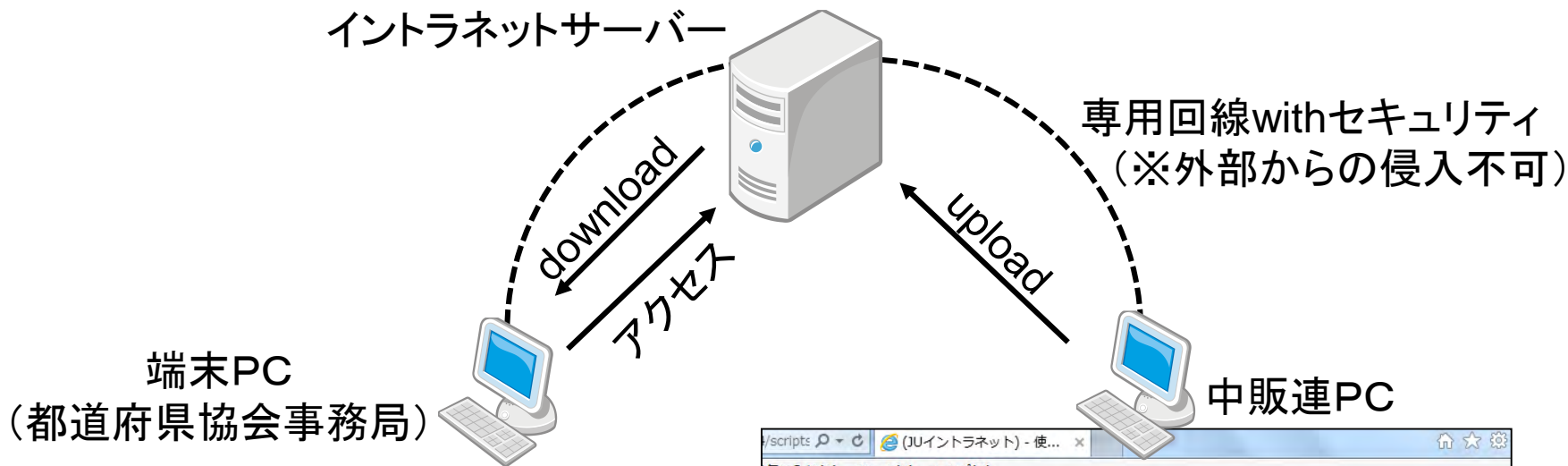
(2)使用済み自動車としての引取

	使用済み自動車となるパターン	ユーザー→販売店	販売店→解体業者
A	ユーザーの意思で所有車解体	ユーザーは有償を希望	使用済み自動車(ELV)相場での引渡し
B	販売店下取車だったが、販売不調でやむなく解体	・その時点での中古車相場で下取り ・下取車のため高い価格設定	ELV相場での引渡し

- ・中古車は、時間の経過とともに相場は下がるもの。
- ・Aパターンでは、引取り、引渡しで収支は均衡もしくは若干の収益あり。
- ・Bパターンでは、時間の経過とともに赤字となるケースがあり得る。
- ・ELV相場とリンクせずに儲かることもあれば損することもある。

4. 中古自動車販販売協会連合会としての情報発信について

① 会員(都道府県協会)専用ネットワーク「イントラネット」による情報提供を実施



②傘下会員(販売店)に対して、機関紙を発行し自動車リサイクル制度に係る情報提供を実施



「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」の公表

JU中販連の主張通る

「使用済自動車か否かの判断は、一律の基準によって切り分けられるものではない」

経済産業省と環境省は、使用済自動車判別ガイドラインに関する合同ワーキング・グループにおいて、平成22年7月から平成23年2月までの間に合計5回の会議を開催し、「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」を取りまとめました。

所有者からの使用済自動車の適正な引渡し、不法投棄や不適正処理への迅速な対応等の観点から、当該自動車を使用済自動車とするか否かを判断するための場面毎の判断の拠り所を検討し報告書として取りまとめ、使用済自動車か否かの判断は、一律の基準によって切り分けられるのは困難であるため、むしろ、自動車の所有者や自治体の担当者が適切な判断を行えるような、場面毎の判断材料となる情報をガイドラインとして整理しています。

この報告書は2部構成としてまとめられており、概要は以下の通りです。

第1部「使用を終えた自動車の適正な流通の確保に向けたガイドライン」

- ① 引取業者から必要な情報の提供が行われることが望ましい
「査定基準価格や類似車両の相場価格」
「欠損・損傷車両については修繕に経済的価値が見いだせるか」
「その他、登録年数及び走行距離と廃車率の統計データ等」
- ② オートオークション会場における取り扱いについて図られるべき取組み
「入庫時検査において出品を断る事例の共有(主要部品が取り外された車両、損壊状況が大きい車両、広範囲で延焼している車両等)」
「流札車両の取扱いについての業界内通達の周知徹底」

第2部「不法投棄等と疑われる事案における使用済自動車判別基準」

- ① 占有者が確知されない不法投棄疑い事案
「自動車としての本来の用に供する状態であり、生活環境保全上の支障が発生するおそれのあるものか否か」
「占有者が自動車として継続使用する意志が客観的に認められるか否か」
* 燃料や廃油・廃液等の漏出など周辺への悪影響が想定される車両や崖下など投棄の意図が明らかでない車両は、使用済自動車との判断が妥当
- ② 占有者が中古車の保管と主張している不法投棄・不適正保管疑い事案
「本来の用に供し、生活環境保全上の支障がないか」
「継続使用または譲渡の意志が認められるか」
「継続使用を前提とした保管がなされているか」

③ 都道府県協会、販売店、消費者に対し、ホームページを利用した自動車リサイクル制度等の周知を実施

- ・リサイクルシステムの停止日
- ・マニフェスト誤発行防止
- ・リサイクル料金 等について



5. 中古自動車販販売協会連合会としての情報共有について

①中古部品の活用推進について、ユーザーへの啓発、周知活動等を目的とした「自動車リサイクル部品活用推進会議」への参加し、参加団体等との情報共有を実施

◆参加団体等

- 日本自動車リサイクル部品協議会
- 日本自動車整備振興会連合会
- 日本自動車車体整備協同組合連合会
- 日本損害保険協会
- 経済産業省
- 国土交通省
- 環境省

◆街頭活動、チラシ、ポスターによるキャンペーン活動を実施 等

②共同購買事業として、(株)ユーパーツ、(株)ビックウエーブと提携し、会員販売店に中古部品の利用をあっせんしている。

(年間取扱高は、約8000万円)

※会員向けの機関誌にリサイクル部品の広告を掲載するとともに、商品カタログをDM発送し商品販売のあっせんを行い、リサイクル部品を利用することでCO2削減に寄与することを広報・PRしている。



6. 情報発信および情報共有についての課題

◆自動車リサイクル法の第5条(自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努める)にある通り、中古自動車販売事業者かつ引取業者としてユーザーにできるだけ長く使用済自動車とにならないよう周知し、リユースを第一に考えていただくこと、及び使用済自動車となった場合にも中古部品として使用することでCO2排出が削減できること等を積極的に周知し、環境保護に努めてまいります。

①保険利用をせず、新品部品より安価な中古部品の積極的に利用することで、結果的に自動車保険料の低減にもつながるという選択肢があることをユーザーに周知する。

②中古自動車部品の活用を推進するには、不具合箇所の特定制と交換部品のマッチング情報等を容易に取得できるような環境整備が必要。